

# 社会福祉法人と社会福祉事業について

島根県健康福祉部地域福祉課

# 第 1 日本国憲法と社会福祉事業の関係

## 1. 生存権と国の社会保障制度

○このことについて、日本国憲法第 25 条は以下のように規定している。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

○国は、この規定を受けて以下の社会保障制度を構築している。

### (1) 社会福祉制度

障がい者、ひとり親家庭など社会生活をする上で様々なハンディキャップを負っている国民が、そのハンディキャップを克服して、安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度

### (2) 公的扶助制度

### (3) 社会保険（年金・医療・介護）制度

### (4) 保健医療・公衆衛生制度

## 2. 社会福祉事業に対する公金の支出

### (1) 日本国憲法による社会福祉事業への公金の支出制限

#### ◇第89条（公の財産の支出又は利用の制限）

- ①公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育、若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその使用に供してはならない。

#### 【公の支配に属する】（内閣法制局見解）

- 「公の支配に属する」とは、（事業者が）その会計、人事等について国又は地方公共団体の管理下に置かれていることを意味する。

## （２）社会福祉法人への公金の支出

- 社会福祉事業法の成立により、社会福祉法人が所有する施設が被災した場合に補助金の支出が可能となった。
- 社会福祉法の成立により、施設設備の取得や社会福祉法人の事業経営に要する費用についても、補助金の支出が可能となった。
- 社会福祉法人への公金の支出は、厚生労働省令又は地方公共団体の条例に基づかなければ、これを行うことはできない。（社会福祉法第５８条第１項）

## （３）社会福祉事業への公金の支出

- 社会福祉法には、社会福祉事業への助成等に関する規定はない。
- 社会福祉事業に対する助成等は、社会福祉に係る個別法で規定

## 第2 社会福祉事業の経営

### 1. 社会福祉事業の定義

- 社会福祉法第2条第2項（第一種社会福祉事業）及び第3項（第二種社会福祉事業）に限定列举された事業
- 第一種社会福祉事業の事業主体は、原則として国又は地方公共団体及び社会福祉法人に限定

### 2. 社会福祉事業の利用制度の変遷

- 社会福祉事業法制定時は、施設利用は地方公共団体による措置委託であった。
- 介護保険法の成立を機とする社会福祉法の制定により、施設利用だけでなく社会福祉事業の全般にわたって措置委託から利用契約への移行が進んだ。
- 障害者総合支援法及び子ども子育て支援法の施行により、措置委託から利用契約への移行が加速度的に進んだ。

## 【措置制度】

地方公共団体が、保護を要する者の福祉サービスの内容を決定したうえで、社会福祉施設を営む者に対し、当該保護を要する者に、当該社会福祉施設を利用させることを委託し、当該行政機関が、委託に係る費用を措置費（委託費）として、当該社会福祉施設を営む者に対し、支給する制度である。

※社会福祉施設ではないが、保育所の利用についても、この措置制度に準じて行われるので、注意を要する。

## 【利用契約制度】

福祉サービスを利用しようとする者が、社会福祉事業を経営する者との間において利用に関する契約を締結し、これと同時に福祉サービスの利用に係る支援費の給付申請を地方公共団体に対し行い、当該申請を受け付けた地方公共団体が、当該福祉サービスを提供した者に対し、法定代理受領により、支援費を支払う制度である。

### 3. 社会福祉事業における事業実施要件

(1) 社会福祉法第2条第4項に社会福祉事業には含まれない事業の実施要件を規定しているが、これはことばを返せば、社会福祉事業として取り扱うための事業実施要件が定められていることになる。

- ①更生保護事業法に規定する更生保護事業に該当しないこと
- ②実施期間が6月（社会福祉法第2条第3項第13号に掲げる事業にあつては、3月）以上であること
- ③社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするものでないこと
- ④社会福祉法第2条第2項各号（第一種社会福祉事業）及び社会福祉法第2条第3項第1号から第9号までに掲げる事業（第二種社会福祉事業）であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては、10人）以上であること
- ⑤社会福祉法第2条第3項第13号に掲げる事業（第二種社会福祉事業）のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度500万円以上であるもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50以上であるもの

(2) 社会福祉法には規定されていないが、社会福祉法第2条第3項第9号及び第10号に規定する事業については、厚生労働通知により、以下のように事業実施要件が定められている。

- ◇社会福祉法第2条第3項第9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業については、生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10%以上であること。
- ◇社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業については、生活保護法による保護を受けている者及び無料又は介護保健施設サービスに要した費用（介護保険法第48条第1項に規定する施設介護サービス費の支給の対象となる費用及び介護保険法施行規則第79条に規定する費用の合計額とする。）の10%以上の減免を受けた入所者の延数が入所者の総延数の10%以上であること。
- ◇生活保護法による保護を受けている者及び無料又は介護医療院サービスに要した費用介護保険法第48条第1項に規定する施設介護サービス費の支給の対象となる費用及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第79条に規定する費用の合計額とする。）の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱入所者の総延数の10%以上であること。

(3) 事業実施要件の取り扱いについては、以下の点に留意する必要がある。

- 事業実施要件が課せられるのは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業のうち、社会福祉法第2条第3項第1号から第9号及び第13号に規定する事業である。
- 事業実施要件は、事業開始時だけでなく、事業が継続している間も満たしていなければならない。
- 事業実施要件のうちの員数要件の可否については、利用定員を定めている場合には、これをもって判断するものとする。
- 介護医療院及び介護老人保健施設については、事業実施要件を満たさないで社会福祉法人がこれを経営する場合は、社会福祉事業ではなく公益事業として取り扱うことになる。

#### 4. 社会福祉事業における資産要件

社会福祉事業を開始するにあたっては、社会福祉法第25条において「社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。」と規定し、その保有について、以下の資産要件を課している。

##### (1) 資産の所有要件

###### 【原則】

- 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
- 都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととする。（この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。）

## 【特例】

- ア 特別養護老人ホームを設置する場合
- イ 地域活動支援センターを設置する場合
- ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合
- エ 既設法人が通所施設を設置する場合
- オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合
- カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合
- キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合
- ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

## （２）資産の区分要件

### 【原則】

- 社会福祉施設を経営する場合は、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならない。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、平成12年12月1日の国通知より前に設立した法人は100万円、平成12年12月1日以後新たに設立した法人は1000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有していなければならない。
- 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならない。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができる。

○社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあつては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならない。ただし、市町村社会福祉協議会にあつては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えない。

【特例】

○母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）の経営

○共同生活援助事業等の経営

○介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営

【留意事項】

○社会法人が重要と認める財産は、基本財産として差し支えない。

○資産要件は、事業実施要件と同様に、事業開始時だけでなく、事業が存続している間も満たしていなければならないものである。

## 5. 社会福祉法に基づく都道府県知事への届出等

- 第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を実施するためには、社会福祉法に定めるところにより、都道府県知事への許可申請又は届出（これらの変更を含む。）を行わなければならない。
- 他の法律（以下に掲げる法律）に基づき、施設の設置又は事業の開始並びにその変更について、行政庁から認可及び許可を受けているもの又は行政庁への届出を行っているものについては、社会福祉法第62条から第71条まで並びに第72条第1項及び第3項の規定は、適用されない。

|                                      |           |                 |           |
|--------------------------------------|-----------|-----------------|-----------|
| ◇生活保護法                               | ◇児童福祉法    | ◇老人福祉法          | ◇障害者総合支援法 |
| ◇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律               |           |                 |           |
| ◇生活困窮者自立支援法                          | ◇認定こども園法  | ◇母子及び父子並びに寡婦福祉法 |           |
| ◇身体障害者福祉法                            | ◇知的障害者福祉法 |                 |           |
| ◇民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 |           |                 |           |

○社会福祉法に規定する他の法律に基づく事業であっても、以下の事業については、社会福祉法に基づく都道府県知事への届出等が必要となる。

- ①障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、身体障害者福祉法に規定する手話通訳事業、身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター、補装具制作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設
- ②生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- ③児童福祉法に規定する乳児家庭全戸訪問事業及び地域子育て支援拠点事業
- ④困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性自立支援施設

○社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定されている以下の事業については、その実施の根拠が法律（「他の法律」も含む。）、条令、省令、規則等であっても、社会福祉法に基づく都道府県知事への届出等が必要となる。

**【第一種社会福祉事業】**

- ①生計困難者に対して助葬を行う事業
- ②授産施設（生活保護法に基づき設置するものを除く）を経営する事業
- ③生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

**【第二種社会福祉事業】**

- ①生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- ②児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ③身体障害者の更生相談に応ずる事業
- ④知的障害者の更生相談に応ずる事業
- ⑤生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- ⑥生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- ⑦生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
- ⑧隣保事業
- ⑨福祉サービス利用援助事業
- ⑩社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

## 第3 社会福祉法人の運営

### 1. 社会福祉法人の法的性格の変遷

- 昭和26年に制定された社会福祉事業法においては、社会福祉法人は「社会福祉事務を行うことを目的として、この法律に基づき設立された法人」と規定し、組織運営に当たっては民法の規定を準用する民法第34条に基づく特別法人であった。
- 平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に名称変更し施行された時点においては、社会福祉法人は「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律に基づき設立された法人」と同法に規定されたが、民法上の特別法人との法的位置づけは変更されなかった。
- 平成28年3月に社会福祉法が改正され、社会福祉法人制度改革がなされたことにより、社会福祉法人の法的性格は、民法上の特別法人から社会福祉法に基づく特別法人へと移行することになった。

## 2. 社会福祉法人と国又は地方公共団体との関係性

○社会福祉法人の事業経営における地方公共団体の関わり方については、憲法第89条の規定する「公の支配」の在り方として、社会福祉法第61条において、「事業経営の準則」として以下のように定められている。

- ①国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を  
経営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。
- ②国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その  
自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。
- ③社会福祉事業を経営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、  
管理的援助を仰がないこと。

○地方公共団体の社会福祉法人への人的関与の在り方については、社会福祉法等において以下のように定められている。

◇社会福祉法施行規則

第2条の7 法第40条第4項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

ハ 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

第2条の10 法第44条第6項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

七 第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

第2条の11 法第44条第7項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

九 第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

◇社会福祉法人審査基準第3－1－（1）

関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員になることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。

※関係行政庁の職員とは、所轄庁の職員に加え、社会福祉法人に対し助成等を行った行政庁の職員をいうものとする。

（社会福祉法人に対する指導監査に関するQ＆A）

※上記の職員は、常勤又は非常勤の別を問わないものとする。（所轄庁見解）

### 3. 社会福祉法人に関する社会福祉法上の制約（公の支配）

#### （1）社会福祉法人の設立認可等と登記

- ①社会福祉法人を設立しようとする者は、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。【第31条】
- ②定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。【第45条の36第2項】
- ③社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。【第34条】
- ④社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。【第29条第1項】
- ⑤前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。【第29条第2項】

## (2) 社会福祉法人が事業経営を行うにあたっての責務

- ①社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。【第24条第1項】
- ②社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。【第24条第2項】
- ③社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。【第25条】
- ④社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。【第27条】

⑤社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。【第59条】

- 1 各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。）
- 2 各会計年度に係る財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び現況報告

⑥社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。【第59条の2】

- 1 所轄庁による定款の認可若しくは定款の変更認可を受けたとき又は所轄庁への定款の変更の届出をしたとき 定款の内容
- 2 報酬等の支給の基準の制定又は変更について評議員会の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準
- 3 第59条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類（貸借対照表、収支計算書、役員等名簿、現況報告）の内容

## 第4 社会福祉事業と公益事業及び収益事業の関係性

### 1. 公益事業の定義

○公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。  
ただし、社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められない。

【法律に規定された事業であっても公益事業となる事業例】

- ①社会福祉法第2条第4項に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- ②介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
- ③老人福祉法に規定する有料老人ホームを経営する事業
- ④高齢者の住居安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（③を除く。）
- ⑤住宅確保要配慮者に対する賃貸受託の供給の促進に関する法律第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

### 【公益事業とみなす事業例】

- ①必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- ②必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
- ③入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- ④日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- ⑤入所施設からの退院・退所を支援する事業
- ⑥子育て支援に関する事業
- ⑦福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ⑧ボランティアの育成に関する事業
- ⑨社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- ⑩社会福祉に関する調査研究等
- ⑪社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- ⑫公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

## 2. 収益事業の定義

○法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

## 3. 社会福祉法人が公益事業及び収益事業を行う上での制約

○社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業又収益事業を行うことができる。【第26条第1項】

### ◇「支障」の有無の判断の目安

公益事業及び収益事業の1会計年度の経常的経費の合計額が、社会福祉事業の1会計年度の経常的経費の合計額を超えている場合は、原則として、社会福祉法人の運営に支障が生じていると判断することになる。ただし、社会福祉協議会については、社会福祉法第109条第1項に規定する事業や共同募金事業の実施状況も踏まえて、「支障」の有無を総合的に判断することになる。

○収益事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

◇「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」に該当する事項

- ①社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- ②社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

○収益事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。

◇「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」のある事業

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
- ②高利な融資事業
- ③①及び②に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

- 収益事業は、社会福祉法人が実施する社会福祉事業に対し、従たる地位にある必要があり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められない。
- 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。【第26条第2項】
- 公益事業から生じた利益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当しなければならない。
- 収益事業から生じた利益は、毎会計年度末において、事業の継続に必要な資金を除き、そのすべてを当該法人が行う社会福祉事業又は特定公益事業の経営に充当しなければならない。

## 第5 国又は地方公共団体から事業経営等を受託した場合の事業区分

- (1) 社会福祉法人が社会福祉事業として経営している施設又は事業において、国又は地方公共団体から「他の法律」に基づく委託（措置委託）を受けて利用者を受け入れる場合

○自らが経営する施設又は事業に、措置委託により利用者を受け入れた場合は、当該施設又は事業の経営は、原則として、すべて社会福祉事業として取り扱うことになる。

- (2) 地方公共団体が設置する社会福祉施設の経営を受託する場合

○地方公共団体が社会福祉法の規定に基づく都道府県知事への届出を行って設置する社会福祉施設の経営を、指定管理者制度により、社会福祉法人が受託した場合は、社会福祉事業として取り扱うことになる。（市町村と指定管理者の関係は、業務の請負契約ではなく、地方公共団体の長による「管理者を指定する」という行政処分となる。）

(3) 地方公共団体が行っている社会福祉施設の経営以外の社会福祉事業の経営（経営に係る業務の一部を含む）を受託する場合

○地方公共団体が社会福祉法に基づく都道府県知事への届出を行って実施している社会福祉施設の経営以外の社会福祉事業の経営を、社会福祉法人が受託する行為（指定管理者制度によるものも含む。）は請負に該当し、当該事業を社会福祉法人として直接経営しないことから、受託した事業は公益事業として取り扱うことになる。

○ただし、当該受託に係る社会福祉事業が施設の設置を伴わない事業であって、当該事業の受託に先立ち、社会福祉法人が社会福祉法に基づく都道府県知事への届出等若しくは「他の法律」に基づく行政庁への届出等を行った上で、当該事業の受託経営を行うときは、公益事業ではなく、社会福祉事業として取り扱うことができる。

(4) 地方公共団体が行っている社会福祉事業以外の施設又は事業の経営について、社会福祉法又は「他の法律」に基づいて、当該経営を受託する場合（指定管理者制度によるものも含む。）

○この場合は、当該事業が社会福祉事業に該当しないことや、社会福祉法人として直接経営しないことから、公益事業として取り扱うことになる。

(5) 地方公共団体が法律に基づかずに、国の省令又は要綱等並びに地方公共団体の条例、規則又は要綱等に基づき実施している施設又は事業の経営を受託する場合（指定管理者制度によるものも含む。）

○この場合も、当該事業を社会福祉法人として直接経営しないことから、公益事業として取り扱うことになる。

○ただし、受託する施設又は事業の経営等が、公益性は有していても、全く社会福祉を目的としていない場合は、収益事業として取り扱うことになる。

○なお、当該経営に係る事業が、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業に該当する場合は、(3)の場合と同様に、当該事業の受託に先立って、社会福祉法人が、社会福祉法に基づく都道府県知事への届出等若しくは「他の法律」に基づく行政庁への届出等を行った上で、当該事業の受託経営を行うときは、公益事業ではなく、社会福祉事業として取り扱うことができる。

(6) 法律上、実施することが地方公共団体の責務とされている施設又は事業の経営（社会福祉事業であるものを除く。）を受託する場合

○この場合も、当該事業は社会福祉事業ではなく、当該事業を社会福祉法人として直接経営しないことから、公益事業として取り扱うことになる。

【該当事業例】

◇障害者総合支援法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業

◇介護保険法第115条の45第1項に規定する地域支援事業

◇子ども子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業

◇社会福祉法第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業

(7) 市町村が行っている社会福祉に係る助成事業等の行政事務を当該市町村から受託する場合

○助成の対象となる事業が社会福祉事業であっても、行政事務を代行することは、業務の請負に該当し、社会福祉法人が自らが当該助成を行っていないことになるので、公益事業として取り扱うことになる。

## 第6 実施する事業について国又は地方公共団体から助成等を受けた場合の事業区分

- 社会福祉事業を対象とした国又は地方公共団体からの助成等を受けて事業を実施する場合は、社会福祉法に基づく都道府県知事への届出等若しくは「他の法律」に基づく行政庁への届出等を行った上で、これを実施するときは、社会福祉事業として取り扱うことになるが、届出等を行わないで事業を実施する場合は、公益事業として取り扱うことになる。
- 対象を社会福祉事業に限定していない国又は地方公共団体の助成等を行う事業を利用して、事業を実施する場合は、当該事業が社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業に該当し、かつ、社会福祉法に基づく都道府県知事への届出等若しくは「他の法律」に基づく行政庁への届出等を行った上で、これを実施するときは、社会福祉事業として取り扱うことになるが、これ以外により事業を実施する場合は、公益事業として取り扱うことになる。

## 第7 社会福祉協議会が実施する事業（国又は地方公共団体からの受託事業等を除く。）の事業区分

### （1）社会福祉法第109条第1項に規定する事業

○市町村社会福祉協議会が行うべき事業として、以下の事業が社会福祉法第109条第1項に規定されている。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④①から③に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

○市町村社会福祉協議会が、上記の①の事業を実施する場合であって、実施しようとする事業が、社会福祉事業に該当しないときは、公益事業として取り扱うことになる。

○当該事業が社会福祉事業に該当する場合であっても、事業実施要件を満たしていなければ、公益事業として取り扱うことになる。

○市町村社会福祉協議会が、上記の②及び④の事業を行う場合は、公益事業として取り扱うことになる。

○市町村社会福祉協議会が、上記の③の事業のうちの連絡、調整、助成の事業を実施する場合において、これらの事業で対象とするものが、社会福祉事業であれば、当該③の事業を実施することは、第二種社会福祉事業として取り扱うことになるが、対象とするものが社会福祉事業に該当しないとき、又は当該事業が社会福祉事業に該当しても事業実施要件を満たさないときは、公益事業として取り扱うことになる。

なお、調査、普及及び宣伝を行う事業については、公益事業として取り扱うことになる。

◇社会福祉法

第2条

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

十三 前項各号（第一種社会福祉事業）及び前各号（第二種社会福祉事業）の事業に関する連絡又は助成を行う事業

## (2) 社会福祉法第112条に規定する共同募金事業

○共同募金事業は、共同募金会の専管事業であることから、市町村社会福祉協議会は、当該事業については、定款に第一種社会福祉事業として規定することはできない。

○共同募金事業については、あくまでも市町村社会福祉協議会は、その活動に協力する立場で関与することになるので、その協力に係る業務等は、公益事業として取り扱うことになる。

## (3) 共同募金会からの分配金を財源とする助成事業

○共同募金事業の分配金を財源として、社会福祉協議会が、地域福祉活動に対し助成金を交付する事業は、交付の対象となる事業が、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業に該当するか否かによって、当該助成事業が、社会福祉事業に該当するか公益事業に該当するかを判断することになる。

- 助成の対象となる事業が社会福祉事業であって、助成の規模が社会福祉法第2条第4項第5号に規定する事業実施要件以上となる場合は、当該助成事業は、第二種社会福祉事業として取り扱うことになる。
- しかしながら、助成の対象となる事業が、社会福祉事業に該当しない場合、社会福祉事業としての事業実施要件及び資産要件を満たさない場合、又は事業開始等にあたって社会福祉法に基づく都道府県知事への届出等を行っていない場合であって、当該事業が社会福祉を目的とし、かつ公益性を有しているならば、公益事業として取り扱うことになる。

#### 社会福祉法

##### 第2条

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

十三 前項各号（第一種社会福祉事業）及び前各号（第二種社会福祉事業）の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

五 前項第13号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

#### (4) 生活困窮者等に対する貸付事業

- 社会福祉協議会において実施する貸付事業については、主なものとして生活福祉資金貸付事業と、民生融金貸付事業がある。
- いずれの事業も事業自体は、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する第一種社会福祉事業に該当するが、当該事業の実施につき、社会福祉法に基づく都道府県知事への届出等を行っていないければ、公益事業として取り扱うことになる。
- 生活福祉資金貸付事業については、実施主体が都道府県社会福祉協議会であり、市町村社会福祉協議会は、貸付に係る窓口業務を、都道府県社会福祉協議会から受託して行うことになることから、市町村社会福祉協議会が当該業務を行う場合は、公益事業として取り扱うことになる。
- これに対し、民生融金貸付事業は、市町村社会福祉協議会が実施主体となってこれを行うので、当該貸付事業は第一種社会福祉事業として取り扱うことになる。
- ただし、当該貸付事業についても、生活福祉資金貸付事業と同様に、その実施について、社会福祉法に基づく都道府県知事への届出等を行っていないければ、公益事業として取り扱うことになる。

- なお、上記の事業以外の貸付事業（例えば奨学金貸与事業）を行う場合は、貸付の対象者が生活困窮者又は生計困難者か否かで、社会福祉事業として取り扱うか公益事業として取り扱うかを決定する必要がある。（社会福祉法人として、職員の人材確保の観点から単に行うものは、福利厚生事業として取り扱うことになる。ただし、措置委託施設や保育所を経営している場合には、当該事業を行うことについて制限を受ける場合があるので、注意を要する。）
- 上記において、当該貸付事業を社会福祉事業として取り扱う場合には、社会福祉法に基づく都道府県知事への届出等が必要となる。

#### （５）福祉サービス利用援助事業

- 都道府県社会福祉協議会が、認知症又は障がい等の理由により、日常生活を営むにつき支障がある者を対象とした日常生活自立支援事業を実施する場合は、当該事業は、社会福祉法第２条第３項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業に該当することから、第二種社会福祉事業として取り扱うこととなる。
- 市町村社会福祉協議会は、都道府県社会福祉協議会からの委託を受けて、日常生活自立支援事業を実施しているので、市町村社会福祉協議会においては、当該事業は公益事業として取り扱うことになる。

## （６）権利擁護事業

- 市民後見制度の普及を目的とする市民後見推進事業は、実施主体が市町村であることから、当該事業を市町村社会福祉協議会が受託（請負）した場合においては、公益事業として取り扱うことになる。
- 生活困窮者等の賃貸住宅への入居にあたっての債務保証を行う島根県入居債務保証事業を、市町村社会福祉協議会が実施する場合は、当該事業は、公益事業として取り扱うことになる。

## （７）ボランティアセンターを運営する事業

- ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会が、直接設置し運営する事業所である。
- ボランティアセンターで行うボランティアの募集や、ボランティア活動に関する研修業務は、社会福祉法第109条第１項第２号に規定する「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」に該当するが、社会福祉事業には該当しないことから、当該事業は、公益事業として取り扱うことになる。

## （８）シルバー人材センターを運営する事業

- シルバー人材センターの経営は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、原則として、市町村単位で、一般社団法人が都道府県知事の指定を受けて公益法人として行うものであることから、当該事業は、公益事業として取り扱うことになる。
- 市町村社会福祉協議会が、この公益法人であるシルバー人材センターから、事業実施に係る事務処理を受託（請負）した場合には、当該事業は、二重の意味合いで公益事業として取り扱うこととなる。（当該事業については、小規模な場合は、シルバー人材センターからの受託ではなく、社会福祉協議会が直接事業経営を行う場合もあるが、この場合も、当該事業は公益事業として取り扱うことになる。）

## 第8 社会福法人が営む事業と税制

### 1. 社会福祉法人に係る法人税の取り扱い

○法人税は、公益事業及び収益事業の区分に関係なく、法人税法施行令第5条第1項に規定する収益事業の範囲（34業種）に該当するか否かで課税の有無が判断されることになる。

※法人税法上の収益事業は、「事業場を設けて行われるものであって、継続的  
して行うもの」が該当する。

○したがって、社会福祉法人が公益事業として定款に規定した事業であっても、事業内容が法人税法上の収益事業に該当する場合は、原則として課税されることになるので、注意を要する。

○以下に掲げるものについては、法人税法上の収益事業に該当する事業であっても、収益事業としては取り扱われない。

- ①当該事業に従事する者の過半数以上が障害を有する者であるとき
- ②収益事業の請負業（事務の委託を含む。）に該当する場合であって、受託した業務が以下に該当するとき
  - ・ 受託する業務が法令の規定、行政官庁の指導又は当該業務に関する規則、規約若しくは契約に基づき実費弁償（その委託により委託者から受ける金額が当該事業のために必要な費用の額を超えないことをいう。）により行われるものであり、かつ、そのことにつきあらかじめ一定の期間（おおむね5年以内の期間とする。）を限って所轄税務署長の確認を受けたとき。

○以下に掲げるものについては、社会福祉法人がこれを行う場合は、収益事業としては取り扱われない。

- ①収益事業の不動産貸付業に該当する場合であって、社会福祉法人が、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を営むとき
- ②社会福祉法人が、収益事業の保健医療に該当する介護保険事業のうちの居宅サービス事業（以下に掲げる事業を除く）、居宅介護支援事業及び施設サービス事業並びに障害福祉サービス事業を営むとき
  - ・福祉用具貸与事業（物品貸付業）
  - ・特定福祉用具販売業（物品販売業）
  - ・住宅改修業（請負業）
- ③社会福祉法人が社会福祉法第2条第1項の社会福祉事業として席貸業を営むとき
- ④社会福祉法人（理事の過半数が配偶者のない女子又は男子である場合に限る。）が、母子及び父子並びに寡婦福祉法第25条第1項（売店等の設置の許可）に規定する公共的施設内において開設する売店等において、当該社会福祉法人の職員のうちの配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものを、従事させているとき

○法人税法上の収益事業とされた事業の収益であっても、他の収益性を有しない事業に充当した場合は、次のいずれかの多い金額までは、内部における寄附行為とみなして、非課税扱いとすることができる。

- ・ 収益事業の支出前の所得金額の2分の1
- ・ 200万円

## 2. 社会福祉法人に係る消費税の取り扱い

○消費税は、社会福祉法人が行う「事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け及び役務の提供と外国貨物の輸入（以下「資産の譲渡等」という。）」に関して課税されるものである。

○消費税の課税対象となる取引は、事業活動に伴う取引のほか、貸借対照表上の資産の取得等に係る取引も含まれる。

○消費税の課税対象となる年間の取引総額が1000万円以下の場合には、消費税は課税されない。また、取引総額が5000万円以下の場合には、簡易課税制度を利用することができる。

- 社会福祉法第2条第2項及び第3項に定める社会福祉事業については、法人税の取り扱いと異なり、原則として非課税扱いとなる。
- 介護保険事業についても、原則として非課税扱いとなり、社会福祉事業に類似した事業についても、非課税扱いとなるものがあるが、詳細については、税務署に確認する必要がある。
- 市町村社会福祉協議会が、生活福祉資金の窓口業務を都道府県社会福祉協議会から受託した場合は、法人税法では請負事業として課税対象となるが、消費税法上は、社会福祉事業に係る資産の譲渡等に係る対価としてみなされて、非課税扱いとなる。
- 就労継続支援事業の生産活動などにおいて一般企業と取引を行う場合は、収益規模が1000万円以下であっても、インボイス発行事業者として事業者登録を行っていないと、一般企業との間の取引において支障が生じる恐れがある。

### 3. 国又は地方公共団体から業務を受託した場合の税制上の取り扱い

#### (1) 法人税の取り扱い

○国若しくは地方公共団体の設置する施設又は実施する事業の経営の全部を受託した場合は、当該受託行為は、法人税法の請負業に該当することから、法人税の課税対象となる。

○上記の場合であっても、国又は地方公共団体が設置する公の施設（社会福祉事業の用に供する施設を含む。）について、指定管理者制度に基づいて、当該施設の経営を受託する場合は、その経営に関して以下の権限を有していると税務署が認めたときは、当該受託行為は請負業とはみなさずに、当該事業を直接営んでいるものとして取り扱われる。

- ①条例に定められた枠組みの中で、地方公共団体の承認を得て自らで料金を設定できること
- ②利用者から徴収した料金を自らの収入として収受すること
- ③受託者の名において施設の使用（利用）許可を行うことができること

- この場合においては、受託した事業の内容が収益事業に該当するか否かで、課税の判断がなされることになる。
- 国又は地方公共団体から、その経営する社会福祉事業の業務の一部又は国若しくは地方公共団体が行う行政事務の一部を受託した場合は、当該受託行為は、すべて請負業に該当することとなることから、当該受託に係る委託費収入については、法人税の課税対象となる。
- 国又は地方公共団体から事業の経営等を受託すること（措置委託を含む。）が、法人税法上の収益事業に該当する場合であっても、以下の場合には、収益事業に該当しないものとして取り扱われる。
  - ・法令の規定に基づき国または地方公共団体の事務処理を委託された法人の行うその委託に係るもので、その委託の対価がその事務処理のために必要な費用を超えないことが法令の規定により明らかなことその他以下の要件に該当するもの
    - ①その委託の対価がその事務処理に必要な費用を超えるに至った場合には、法令の規定により、その超える金額を委託者又はこれに代わるべき者として主務大臣の指定する者に支出することとされていること
    - ②その委託が法令の規定に従って行われていること

## (2) 消費税の取り扱い

- 国又は地方公共団体から、その経営する社会福祉事業の全部の業務を受託して、委託費を受領した場合は、法人税法上の取り扱いとは異なり、社会福祉事業を行う上での資産の譲渡等に係る対価とみなされて、非課税扱いとなる。
- 国又は地方公共団体から、その経営する社会福祉事業の一部の業務について受託して、委託費を受領した場合は、委託費の全額が消費税の課税対象となる。
- 国又は地方公共団体から、社会福祉事業以外の事業の経営又は行政事務を受託して、委託費を受領した場合は、委託費の全額が課税対象となる。
- 国又は地方公共団体から、法令等に基づいて特定の政策目的の実現を図るために、補助金等の交付を受けた場合は、当該交付金は資産の譲渡等に係る対価には該当せず、課税対象とはならない。
- 国又は地方公共団体から、社会福祉事業以外の事業や行政事務を受託して得た委託費の総額が1000万円を超えた場合は、委託費の内訳に消費税が算定されていないと、国又は地方公共団体が負担すべき消費税までも、法人が負担して納税することになるので、注意を要する。

○なお、受託に係る委託費に消費税が算定してあったとしても、委託をする国又は地方公共団体からインボイスの発行を受けられないと、当該受託した事業の消費税の納付に際し、委託費の中で算定されている消費税相当額を、消費税の納税額から控除することができなくなるので、注意を要する。

#### 4. 社会福祉法人に係る地方税の取り扱い

##### (1) 法人住民税

○社会福祉法人が法人税法上の収益事業を行う場合は課税される。（課税対象となる収益が生じていない場合は均等割だけが課税される。）

○社会福祉法人については、均等割りについて地方公共団体が定める条例に基づいて、その免除を受けることができることがある。

##### (2) 法人事業税

○社会福祉法人が法人税法上の収益事業を行う場合は課税される。

### (3) 固定資産税

○社会福祉法人が以下の不動産を取得した場合は、非課税扱いとなる。

＜地方税法第348条第2項 該当条文抜粋＞

- 9 社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産
- 9-2 社会福祉法人がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産
- 10 社会福祉法人が生活保護法第38条第1項に規定する保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 10-2 社会福祉法人が児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産
- 10-3 社会福祉法人が児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）
- 10-4 社会福祉法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園の用に供する固定資産
- 10-5 社会福祉法人が老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 10-6 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産

- 10－7 第10号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人が社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（同条第3項第1号の2に掲げる事業を除。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 10－9 介護保険法第115条の47第1項の規定により市町村から同法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産

#### （４）不動産取得税

○社会福祉法人が以下の施設の用に供するために取得した不動産は、非課税扱いとなる。

＜地方税法第73条の4 該当条文抜粋＞

- 4 社会福祉法人が生活保護法第38条第1項に規定する保護施設の用に供する不動産で政令で定めるもの
- 4－2 社会福祉法人が児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する不動産
- 4－3 社会福祉法人が児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）
- 4－4 社会福祉法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園の用に供する不動産

- 4－5 社会福祉法人が老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの
- 4－6 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設の用に供する不動産
- 4－7 第4号から前号までに掲げる不動産のほか、社会福祉法人が社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（同条第3項第1号の2に掲げる事業を除く。）の用に供する不動産で政令で定めるもの

## 第9 社会福祉法人が営む事業の定款への記載と会計処理

### 1. 新規事業の開始と定款変更申請の関係性

○社会福祉法人は、公益事業に係る特例を除き、定款に記載されている事業でなければこれを行うことはできない。

○したがって、新たに施設や事業を經營しようとするときは、定款変更を行った上でなければ、事業開始に係る手続きを行うことはできない。

【社会福祉法第57条第1項】

○定款に規定した事業については、正当な理由がなく1年以内にこれを開始しない場合は、定款から当該事業に関する規定を削除する必要がある。

【社会福祉法第56条第8項】

### 2. 公益事業の定款への記載の省略

○公益事業の經營が以下に掲げる事項に該当する場合には、定款への記載を省略することができる。

- (1) 営む公益事業が小規模で、社会福祉事業と一体的に実施されている場合、若しくは社会福祉事業の用に供する設備の機能を活用して実施されている場合

**【留意事項】**

- ①「社会福祉事業と一体的に実施」とは、当該社会福祉事業と密接な関係性を有する事業（例：老人デイサービスセンターにおける介護予防事業）を、当該社会福祉事業と連携を図りながら、不可分一体的に利用者に提供することをいうものとする。
- ②「社会福祉事業の用に供する設備の機能を活用して実施」とは、当該社会福祉事業とは別の福祉サービス（例：特別養護老人ホームにおける短期入所事業）を、当該社会福祉事業の用に供する設備及び職員の一部を利用して提供することをいうものとする。

(2) 介護保険法に規定する以下に掲げる事業（公益事業）を、特別養護老人ホーム等の社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合

- ①居宅サービス事業
- ②地域密着型サービス事業
- ③介護予防サービス事業
- ④地域密着型介護予防サービス事業
- ⑤居宅介護支援事業
- ⑥介護予防支援事業
- ⑦市町村から受託して地域支援事業を行う場合

(3) 障害福祉サービス（日中活動に係る事業に限る。）を、障害者支援施設において一体的に実施する場合

○法人税法第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、社会福祉法人の定款上は収益事業として扱う場合がある。（例：公益事業に該当していても社会福祉と全く関係のない事業）

### 3. 公益事業の会計区分の取り扱いの特例

○社会福祉事業と一体的に公益事業を実施している場合は、当該社会福祉事業と当該公益事業については、一つの拠点区分を設けて会計処理を行うことができる。

#### 【留意事項】

○社会福祉事業と一体的に実施している小規模な公益事業については、次に掲げる要件を満たす場合には、一体的に実施している社会福祉事業の拠点区分に含めて、当該公益事業に係る会計処理を行うことができる。

①社会福祉事業との間で共通経費が発生しているが、収入及び支出の金額が少額な場合

②社会福祉事業との間で共通経費が発生しているが、その負担に係る経費の按分が困難な場合

※上記の①に掲げる場合であっても、専任の職員の配置や、事業の用に供する専用の不動産を保有する場合は、公益事業区分を設けて会計処理を行うことが適当

## (法人の皆様へのお願い)

県内の社会福祉法人が、事業実態を踏まえた適切な事業区分の取り扱い等を行えるよう、以下により事業経営の実態を調査したいと思いますので、協力方よろしくお願いいたします。

### <調査の内容>

社会福祉法人が経営・実施する事業全般についての事業名、定款上の区分、会計区分、委託や補助の有無、経費等の状況

### <調査等の日程>

R 6 年度に調査を実施し、その結果を踏まえて R 7 年度以降、必要に応じて法人に対し指導等を実施